地震などの災害に強いまちを目指して

荒川二・四・七　まちづくりニュース

第42号

令和５年 12 月編集発行

荒川二・四・七防災まちづくりの会

荒川二・四・七防災まちづくりの会では、地区全体の防災まちづくりに関する活動に取り組んでいます。

令和４年度から「まち歩きを通じて、身近な防災まちづくりを考えよう」というテーマで活動を進めています。

第２回全体会では、身近な防災まちづくりの課題の改善に向けて、事例の勉強等を行いながら考えました。

次回は令和６年度です。
引き続き、身近な防災上の課題の改善に向けて取組を続けていきます。

■令和５年度防災まちづくりの会活動報告

日付	回	内容	備考
6/26（月）済	第１回全体会	・昨年度活動報告、今年度活動予定について（説明） ・身近な防災まちづくりを考える（その１） ～まち歩きの振り返り、身近な防災まちづくりの取組内容について～	まちづくりニュース第 41 号で紹介しました。
10/16（月）済	第２回全体会	・身近な防災まちづくりを考える（その２） ～課題の改善に向けて、みんなでどのようなことに取り組んでいけばよいのか、事例の勉強等を行いながら考える～	次頁で紹介します。

第２回全体会（10/16）のご報告

第 2 回全体会では、まち歩きで見つけた課題のうち、**生活道路**をテーマに、改善に向けてどのようなことに取り組んでいけばよいのかを検討しました。主なご意見を紹介します。

荒川四丁目

行き止まり道路の避難時の安全化

・行き止まり道路には日頃から車が間違って進入してきて危なく、災害時には避難場所に向かう妨げとなる。「この先行き止まり」の標示を路地の入口付近に設置してみてはどうか。（○印）

（対応策の一例）

見通しの悪い交差点の改良

・交差点であることを分かり易くするために、交差点の手前に、注意喚起をする標示があるとよい。（★印）

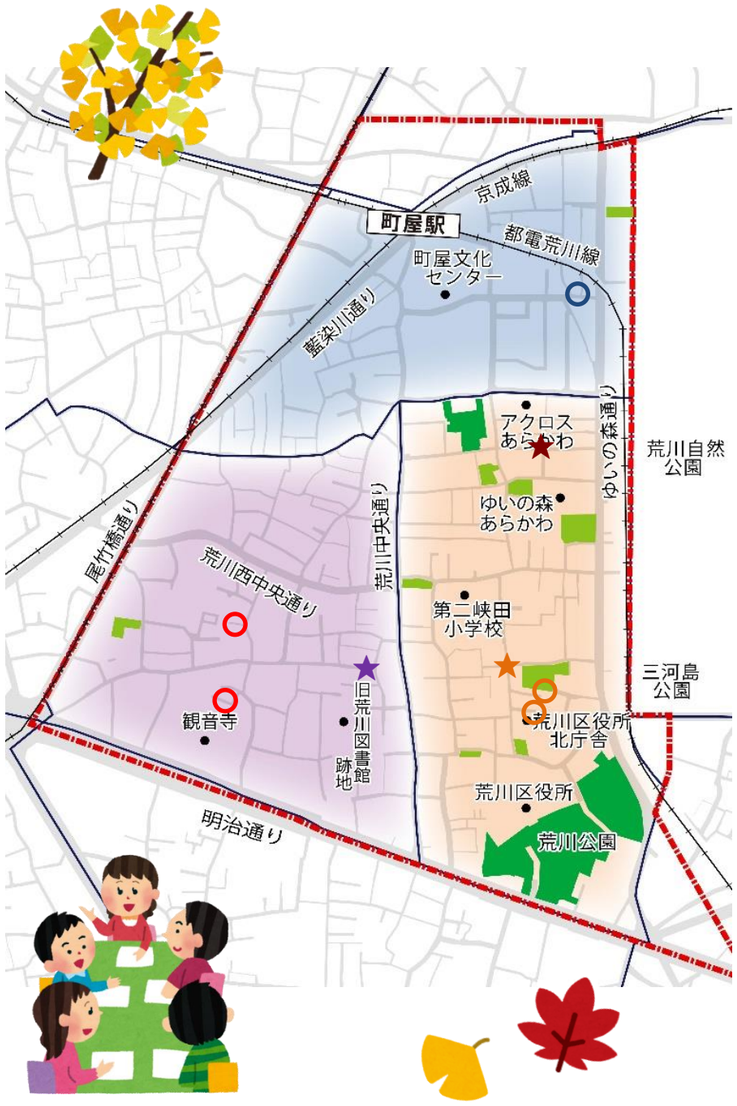

荒川七丁目

電柱の移設

・大型車両の通行はないが、電柱が車や自転車の通行の支障となっている。生活道路のため電柱移設の必要性を感じる。過去に、町会から東京電力に電柱移設の要望をしたことがある。（○印）

荒川二丁目

見通しの悪い交差点の改良

・自転車の停止を喚起する路面標示が新設されたが、歩行者や自転車の事故防止のため注意喚起を強化した方がよい。（★印）

・自転車どうしの事故の危険性があり、既にカーブミラーが設置されているが、何か対策はできないか。（★印）

行き止まり道路の避難時の安全化

・北庁舎の周りには行き止まり道路が多く、間違えて入ってくる人が多い。「この先行き止まり」等の標示ができるとよい。（○印）

令和7年度末までの制度です

不燃化特区事業支援制度のご案内

荒川区では、古い建物の建替えや解体に対して、以下のような助成を行っています。

専門家を無料で派遣します！

権利の移転や建替え等 に関する相談に対し、専門家を無料で派遣します。

例：建築士、弁護士、司法書士、
税理士、土地家屋調査士、
ファイナンシャルプランナー

対　象

・「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物」の所有者、「当該建築物の存する土地」の所有者
・「建替えを検討している築 15 年以上の木造建築物」の所有者、「当該建築物の存する土地」の所有者

解体工事費を助成します！

助成額

解体工事費 （消費税相当額を除く）	上限 26,000 円／㎡ 延べ面積 500 ㎡まで

対　象

・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造建物
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造建物で、区が危険と判定したものなど

建替えに伴う費用の一部を助成します！

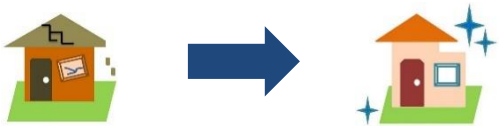

助成額

解体工事費 （消費税相当額を除く）	上限 26,000 円／㎡ 延べ面積 500 ㎡まで
＋	
設計費・工事監理費 の一部	1~3 階までの補助対象床面積 に応じて定める額
＋	
建築工事費の一部	1~3 階までの補助対象床面積 に応じて定める額

対　象

・築 15 年以上経過した木造建物（耐火又は準耐火建築物ではない）を耐火又は準耐火建築物に建替える場合など

令和 5 年度より助成開始！

要件などの詳細は、
左記のＱＲコードより
パンフレットをご覧いただくか、
下記お問い合せ先まで
ご連絡ください。

【お問合せ先】
荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係　髙梨・木下
電話：（０３）３８０２－４３１９